

議案第 5 2 号

市川市税条例の一部改正について

市川市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 2 月 1 3 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市税条例の一部を改正する条例

市川市税条例（昭和 2 9 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 5 条中「4, 6 1 8 円」を「5, 2 6 2 円」に改める。

附則第 9 条を次のように改める。

第 9 条 削除

附則第 1 6 条の 2 第 1 項中「2, 1 9 0 円」を「2, 4 9 5 円」に改める。

附則第 2 3 条第 1 項中「この条に」を「この項に」に、「) については」を「) がある場合には、特例損失金額（同条第 3 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成 2 3 年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条に」を「この項に」に、「平成 2 3 年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を削り、同条第 5 項を同条第 3 項とする。

附則に次の 1 条を加える。

(個人の市民税の税率の特例)

第 26 条 平成 26 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額に 500 円を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 9 条の改正規定及び次項の規定 平成 25 年 1 月 1 日

(2) 第 95 条の改正規定及び附則第 16 条の 2 第 1 項の改正規定並びに附則第 3 項の規定 平成 25 年 4 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

2 平成 24 年 12 月 31 日以前に支払うべき退職手当等（改正前の市川市税条例（以下「旧条例」という。）第 53 条の 2 に規定する退職手当等をいう。）に係る旧条例附則第 9 条第 1 項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

3 平成 25 年 4 月 1 日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

理 由

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律等の施行に伴い、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人市民税に係る均等割の額を引き上げるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。